令和6年度チャレンジショップ出店者募集要項

1. 趣旨

岩沼市中心市街地の魅力向上と活性化のため、いわぬま市民交流プラザ(以下「プラザ」という。)内の「チャレンジショップ」において、将来的に中心市街地などで事業を始めようとする意欲のある方が試しに「商い」の経験を積むことを支援するものとする。 出店者には、初期投資を抑え集客力のある施設で事業を試す機会を提供する。

2. 募集内容

- (1) 所在地 岩沼市館下2丁目3-1 (プラザ内)
- (2)業種
 - ①小 売 業:生産した農産物の販売も可
 - ②製造小売業:他の場所で製造した農産加工品や日替わり弁当等の飲食物の販売や、 アクセサリー・手作り雑貨等、趣味を生かしたハンドメイドショップ等
 - ③サービス業:着物や洋服のリメイクショップなど。ただし、施設内で調理を行うものは対象外。

実績例

輸入雑貨、スポーツショップ、占い、結婚相談所、洋服のお直し、整体 等

(3) 区画数

1 区画 (1 区画 8 m²。 4.0m×2.0m)

(4) 使用料

月6,000円/区画(水道光熱費込)

※6か月分を前納、支払後の返金はできかねます。

3. 設備等

- ①電気:100V、2口2箇所(共同利用)※最大2,000Wまで使用可
- ②水道設備(共同利用)
- ③机・折りたたみタイプ:1事業者2台まで
- ④イス:1事業者2台まで
- ⑤ローパーテーション (共同利用)
 - ※上記設備以外のものは出店者負担とする。また、設備の持込については、事前に市 の了承を得るものとする。
 - ※集客施設のため、カーテン・カーペットを持ち込む際は、防炎マークがあるものを 使用すること。
 - 例:各店舗の飾り等の内装、商品陳列ケース、金庫等の備品など。

4. 応募要件

(1) 対象者(応募資格)

チャレンジショップ終了後に岩沼市内の中心市街地などで創業を目指す個人。ただし、 チェーン店及びフランチャイズ加盟店を除く。

- ①申し込み時に18歳以上で、岩沼市内在住の方。
- ②岩沼市内でこれから事業を始めてみたいと考えている方、及び創業してから5年未満 の方。
- ③現在の業種・業態の転換を図ろうと考えている方。 (※第二創業) (※第二創業=既に事業を営んでいる小規模事業者において、先代から引き継いだ事業の業務転換や、これまでとは別の分野に進出すること。)
- ④市税に滞納がないこと。
- ⑤岩沼市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 出店期間

原則として、出店開始から6ヶ月までとし、その後6ヶ月毎に更新することができるが、 最長で出店から2年間を限度とする。

(3) 営業日

原則として、週4日以上営業すること。

(4) 営業時間

原則として、10時から20時までの間で1日当たり4時間以上営業すること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、営業時間が短縮になることがある。

- (5) 定休日
 - ①各店舗毎に設定
 - ②プラザの休館日
- (6) 備品の持込等の制限

市で設置する備品以外の持込及び付帯工事を行う場合は、市の了承を得ること。

- (7) その他
 - ①許認可が必要な業種・事項は出店までに事業者自身が取得すること。
 - ②出店後は、経営実態の把握や、経営指導のため、事業者の全ての事業収益等の経営状況 を毎月報告すること。
 - ③法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業は出来ない。
 - ④ 危険物の販売は出来ない。
 - ⑤施設全体の景観に関する視点(デザインコントロール)から、看板の設置や掲示を制限 する場合がある。
 - ⑥出店に係る自身の駐車場は、別途確保すること。
 - ⑦その他、施設の目的または当該募集要項に違反した場合、施設管理者の指示に従わな かった場合または施設若しくはその設備に不具合を生じさせた場合、契約期間中であ っても退店を求めることがある。

- 5. 応募書類
- (1) 申込書(様式1)
- (2) 岩沼市の住民票
- (3) 岩沼市の完納証明書
- 6. 応募スケジュール
- (1)受付期間:令和6年7月1日(月)~31日(水) ※応募書類の提出前に商工観光係宛てにお電話にてご連絡願います。
- (2) 書類・面接選考:8月上旬~中旬
- (3) 決定見込:令和6年8月下旬
- (4) 出店準備:令和6年9月中
- (5) 出店日:令和6年10月1日(火)
- 7. 応募方法・選考方法
- (1) 出店者の公募は、チラシ及び広報紙及びホームページ等により行う。
- (2) 応募書類(上記5)は、受付期間内に産業振興課まで提出すること。
- (3) 選考については、岩沼市が設置する審査会において行う。
- (4)審査会は、応募した者と面談の上、選考基準に達した者を出店予定者名簿に掲載し、 出店予定者の希望ブースとチャレンジショップ内の業種構成を鑑み、出店者及びブース を決定する。
- 8. お問い合わせ・申込み先
- (1) 岩沼市役所 産業振興課 商工観光係

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号(100223-23-0573)